

○大津市住居表示審議会規則

平成25年3月22日

規則第19号

改正 平成27年9月28日規則第112号

令和4年3月15日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)

第4条の規定に基づき、大津市住居表示審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

(1) 本市における住居表示の実施を円滑かつ合理的に推進するために必要な事項に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、住居表示に関し市長が必要と認めること。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 市民団体から選出された者 4人以内

(2) 関係事業者から選出された者 2人以内

(3) 関係行政機関から選出された者 2人以内

(4) 市長が行う委員の公募に応募した市民 1人

(5) 市職員 1人

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から諮問事項に対する答申を行う日までとする。

(平27規則112・令4規則11・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月28日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。